

埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

- 第1条 県は、県内中小企業の航空・宇宙産業への参入等を支援するため、県内中小企業者が行う新製品・新技術の開発等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定 義）

- 第2条 この要綱において県内中小企業者とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する者で、かつ埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有する者、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点のある者をいう。

（補助対象事業及び補助対象経費）

- 第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

（補助率）

- 第4条 前条の経費に対する補助率は、当該所要経費の2分の1以内において知事の定める額とする。

（申請書の様式等）

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（交付決定通知書の様式）

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（計画の変更）

- 第7条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第4号の補助事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

- 第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、知事の要求があったときは、様式第7号の報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第 11 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

2 規則第 13 条の実績報告書の提出期限は、補助事業等が完了（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から 30 日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度内で知事の定める日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第 12 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第 9 号の補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第 13 条 補助金の支払いは、精算払いによるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第 10 号の補助金の交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金交付請求書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後 5 年とする。

（処分制限財産の指定）

第 15 条 規則第 19 条第 2 号に規定する知事の定めるものは、当該財産の取得価格が 50 万円以上のものとする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 11 号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（事業化等の報告）

第 16 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 15 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化等の状況について、様式第 12 号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、様式第 12 号の報告書に記載しなければならない。

（収益納付）

第 17 条 知事は、様式第 12 号による報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（書類の整備等）

第 18 条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（補助事業等の公開）

第 19 条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助事業テーマ名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象事業及び経費

補 助 対 象 事 業	
航空・宇宙産業関連の新製品・新技術の開発に関する事業	
補 助 対 象 経 費	
経費区分	内 容
原材料費	試作品等の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し消費される原材料、消耗品の購入に要する経費
機械装置・ 工具器具費	研究開発に必要な機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
産業財産権 出願・導入費	開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費、特許・実用新案等を他の事業者から譲渡、実施許諾を受けた場合の経費
技術指導費	研究開発を行うに当たって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費
構築物費	研究開発に必要な構築物の購入、建造、改良、借用、保守又は修繕に要する経費
販路開拓費	開発した製品等の販路開拓に要する経費
人件費	開発事業に直接関与する者の直接作業時間に対して支払う経費
外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試料の分析、法定検査、調査等の外注に必要な費用
委託費	自社内で不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
その他経費	上記以外で、知事が特に必要と認める経費

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

申 請 者 住 所

会 社 名

印

代表者名

印

埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金の交付について、補助金の交付手続等に関する規則第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙事業計画書のとおり。

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

補 助 対 象 経 費

円

補 助 金 交 付 申 請 額

円

別紙

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金に係る事業計画書

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住	所	
名	称	印
代表者の氏名		印

埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金の交付を受けたいので計画書を提出します。

補助事業テーマ名

1 申請者の概要

申請者	会社名			
	代表者名			
	本店所在地			
	主たる事務所の所在地			
	埼玉県内の技術開発、生産拠点の所在地 (本店が県外の場合)			
	資本金 出資金	万円		
	従業員数	名		
	設立年月日	年 月 日		
	業種・主な業務内容			
実施場所	事業所名称			
	事業所所在地			
連絡先	所属名		電話	
	職名		F A X	
	担当者		E-mail	
	連絡先住所 (郵送先)			

2 事業の目的及び内容

① 開発の概要
(開発の目的及び内容、現状における問題点、当該開発の新規性・独創性、解決すべき技術的な課題及びその解決方法、開発における自社の強み 等)
② 開発により期待される成果(想定される納品先、事業化に向けた今後の展開、県内事業所での展開 等)

③ 連携体制（連携する企業、大学、研究機関等）

- ・ 名称及び代表者名
- ・ 所在地
- ・ 担当者名
- ・ 連携内容（役割等）

3 事業計画

（１）事業実施予定期間

交付決定日以降 ～ 平成 年 月 日完了（予定）

（２）事業の実施時期等（交付決定以後、補助事業完了までの計画を記載してください）

実 施 項 目	月											

※計画時期を ←→ で示してください。

4 航空・宇宙産業への参入状況（参入実績のある企業のみ記載してください。）

（今までの航空・宇宙産業関連の事業実績があれば、製造製品名、販売先、販売個数、売上額等を記入してください。複数ある場合は主なもので結構です。）

5 補助事業予算明細表

経費区分	種 別	補助事業に要する経費		補助対象経費 (円)	補 助 金 交 付 申 請 額 (円)
		算出根拠	金 額 (円)		
合 計 額					

※補助対象経費を計算する際は、消費税及び地方消費税を除いてください。

6 開発後の計画

新製品・新技術が開発された後、年間の売上高、利益、雇用はどのくらい見込めますか。

	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
売上高					
うち新規事業分					
売上原価					
うち新規事業分					
売上総利益					
うち新規事業分					
販売費及び一般管理費					
うち新規事業分					
営業利益					
うち新規事業分					
従業員数					
うち新規雇用分					

* 補助事業終了時の属する会計年度の翌会計年度を 1 年後としてください。

【積算根拠】

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

平成 年 月 日付けで申請の平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条件

- (1) 補助対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請のあったとおりとする。
- (2) 補助事業者は、前号の通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各配分ごとに20%を越えない流用である場合を除く。
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業等の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号による遅延等報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、知事から報告を求められたときは、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業等の完了したとき（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から３０日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度内で知事の定める日のいずれか早い日までに、様式第８号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業等により取得、又は効用が増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (10) 補助事業者は、前号の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１１号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が５０万円未満のものはこの限りでない。
- (11) 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (12) 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。この場合知事は、当該消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- (13) 補助事業者は、補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後５年間に係る当該補助事業等の実施結果の事業化の状況について、毎会計年度終了後１５日以内に様式第１２号による事業化等状況報告書を知事に提出しなければならない。
- (14) 補助事業者は、補助事業等に基づく発明・考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後５年以内に出願若しくは取得したとき、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定したときは、事業化等状況報告書に記載しなければならない。
- (15) 知事は、事業化等状況報告書により補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めるときは、補助事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる
- (16) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５条。以下「規則」という。）の適用を受ける。

様式第3号（第7条関係）

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の計画（事業内容、経費配分）を下記のとおり変更したいので、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙のとおり

(別紙)

変更の具体的内容

区分	内 容	変 更 前				変 更 後			
		仕 様	数 量	補助対象経費 (円)	補 助 金 額 (円)	仕 様	数 量	補助対象経費 (円)	補 助 金 額 (円)
	計								

様式第4号（第7条関係）

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業計画変更承認書

平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定し、平成 年 月 日付けで補助事業計画変更承認申請があった
埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金については、申請のとおり変更を承認します。

様式第 5 号（第 8 条関係）

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 理由

3 中止期間（廃止の時期）

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金の遅延等報告書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

代表者名

印

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業について、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区 分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合 計		

3 事故の内容及び原因

(1) 事故の内容

(2) 事故の原因

4 事故に対してとった措置

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所

会社名

印

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業について、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 遂行状況について下記に記入してください。
（9月30日現在で記入してください。当初予定と実績の間に遅速がある場合は、その理由も記載してください。）

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

2 支出明細書

[illegible]

様式第 8 号（第 11 条関係）

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業実績報告書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が完了しましたので、
埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて、下記のと
おり報告します。

記

1 補助事業結果報告書

別紙 1 のとおり

2 決算総表

別紙 2 のとおり

3 収支明細書

別紙 3 のとおり

補 助 事 業 結 果 報 告 書

1 補助事業の経過

(1) 補助事業の担当者

担当者（主任研究者等）の氏名

職名

所属

(2) 実施場所

(3) 補助事業の期間

開始 平成 年 月 日

終了 平成 年 月 日

(4) 補助事業の日程

実 施 項 目	/4	5	6	7	8	9	10	11	12	/1	2	3

※ 当初予定を ◀-----▶ で、実績を ◀=====▶ で示してください。

(5) 補助事業の実績

(図面又は写真、グラフ等を使用して、開発した具体的内容を記載すること。)

2 新商品開発に特許又は実用新案の登録の出願をしているときはその状況

(1) 特許・実用新案

(2) 出願年月日

平成 年 月 日

(3) 出願番号

(4) 名称

3 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果

(2) 今後の課題

4 成果の事業化

(1) 成果を事業化する見込み

(2) 時期

(3) 事業化の規模

(4) 量産化したときの製品の価格

決 算 総 表

経 費 区 分		予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	補 助 金 充 当 額 (円)	備 考
支 出					
	合 計				
収 入	自 己 資 金				
	借 入 金				
	補 助 金				
	そ の 他				
	合 計				

收支明細書

[illegible]

(2) 財産目録

種別	数量	価格（円）	備考

予算の支出によって製造又は購入した動産、試作の遂行等によって発生した債権債務を記載

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした標記補助金について、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

印

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により額の確定があった埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振 込 先 （フリガナ）（ ）（ ）

金融機関名 銀行 支店

預金の種別 普通・当座 口座番号

（フリガナ）（ ）

口座名義

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

会 社 名

代表者名

印

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、承認を申請します。

記

名 称 （品目・型式等）	取得金額	取得年月日	処分の方法	処分の理由

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業事業化等状況報告書

平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所
会 社 名
代表者名

印
印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業について、平成 年度の事業化等状況を埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

新製品開発等事業テーマ	
補 助 金 確 定 額	
補 助 事 業 に 係 る 本 年 度 販 売 額	
本 年 度 販 売 額 に 係 る 総 原 価	
補 助 事 業 に 係 る 本 年 度 収 益 額	
補 助 事 業 に 係 る 本 年 度 追 加 研 究 又 は 販 路 開 拓 の 額	
本 年 度 ま で の 補 助 事 業 に 係 る 支 出 額	
控 除 額	
基 準 納 付 額	
前 年 度 ま で の 補 助 事 業 に 係 る 県 へ の 累 積 納 付 額	
本 年 度 納 付 額	
産 業 財 産 権 に 関 す る 届 出 、 取 得 、 譲 渡 及 び 実 施 権 の 認 定	1 開発題目 2 種類（番号及び産業財産権等の種類） 3 出願又は取得年月日 4 内容 5 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合） 別紙で添付 してくださ い

平成 年度埼玉県航空・宇宙産業参入支援事業費補助事業に係る新製品等販売実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所

会 社 名

代表者名 _____ 印 _____

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業の完了の日の属する
決算期の最初の日から1年を経過したので、その間の処理について下記のとおり報告します。

1 新製品等の販売実績

年 月	販 売 高			主たる売渡先	備 考
	単価（円）	数 量	金 額（円）		
計					

2 新製品等原価構成

項 目	金 額 (円)
A : 原材料費	
B : 外注加工費	
C : 労務費	
D : 工場経費	
1 電力費	
2 燃料費	
3 修繕費	
4 消耗品費	
5 保険料	
6 減価償却費	
7 福利厚生費	
8 その他経費	
E : 当期総製造費用 (A + B + C + D)	
F : 期首仕掛品棚卸高	
G : 期末仕掛品棚卸高	
H : 当期製造品製造原価 { (E + F) - G }	
I : 一般管理費及び販売費	
J : 総原価 (H + I)	
K : 総製造数量 (年間)	
L : 1 個当たり原価 (J ÷ K)	

3 総研究費

年 度	追加研究の額 (円)	累 計 (円)
補助事業年度		
年度		
年度		
年度		
年度		
年度		

- (注) ・ 補助事業年度の追加研究の額は、補助事業に要した経費と追加研究の額の合計を記入してください。
- ・ 追加研究の額には、開発に要した人件費等も含め、開発等に要したすべての経費を記入してください。
- ・ 追加研究の額の「累計」は「本年度までの補助事業に係る支出額」と同額になります。
- ・ 決算書、資産台帳等には、補助事業に要した経費はすべて、適正に計上してください。

(販売、収益がない方も改良した点、交付を受けた新商品開発等事業計画に関して、現在、取り組んでいることなどを記入してください。)

[illegible]

連絡担当者 職名 ()
氏名 ()

事業化状況報告書記載要領

1 補助事業に係る本年度収益額

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

「補助事業に係る本年度収益額」＝総収入額－総収入を得るに要した総原価

2 控除額

補助事業に係る経費のうち、中小企業者が自己負担によって支出した額の5分の1をいう。

「控除額」＝（補助年度の総事業費－補助金確定額）÷5

3 本年度までの補助事業に係る支出額

本年度までの補助事業に係る追加研究（販路開拓事業の場合は、追加広告費など）の累計額（補助金及び自己負担金の合計額）。

4 基準納付額

補助事業に係る本年度収益額から控除額を差し引いた額に補助金確定額を乗じ、本年度までの補助事業に係る支出額で除した額をいう。

「基準納付額」＝
$$\frac{(\text{本年度収益額} - \text{控除額}) \times \text{補助金確定額}}{\text{本年度までの補助事業に係る支出額}}$$

5 前年度までの補助事業に係る県への累積納付額

前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6 本年度納付額

基準納付額と累積納付額の合計が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

(1) 「補助金確定額」>「基準納付額」＋「累積納付額」のとき

「本年度納付額」＝基準納付額

(2) 「補助金確定額」<「基準納付額」＋「累積納付額」のとき

「本年度納付額」＝補助金確定額－累積納付額

7 その他

補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。